

【第3回浪江町除染検証委員会検証事項】

高瀬行政区

【高瀬】帰還困難区域と境周辺の住居の除染について

【場所】大字高瀬字小高瀬迫 198 付近

【内容】高瀬行政区内には帰還困難区域(双葉町)との境界付近に住居があり、その住居の付近の除染については生活圏 20m の森林の除染はなされていない。早期に対処すべき

牛渡・樋渡行政区

【牛渡・樋渡】帰還困難区域からの影響について

【場所】樋渡字竹の花、河田、田和津田前、舞台、西御門、前田(高瀬川右岸に隣接する地域)

【内容】高瀬川を挟み、右岸が酒井行政区(帰還困難区域)となっており未除染である。未除染である酒井行政区や、河川上流の帰還困難区域から、大雨や強風などにより再汚染や農作物、住居への影響がないか懸念がある。

川添南行政区

【川添南】住宅に隣接する樹木林、竹林の除染について

【場所】川添字南大阪

【内容】除染が完了した箇所を測定したところ、宅地は $1 \mu\text{Sv/h}$ 以下となっていたが、隣接する樹木林、竹林については $2\sim 5 \mu\text{Sv/h}$ となっている。生活上の出入り、風による放射性物質の移動等が考えられ心配である。

可能な限り樹木などを根から切り取り、土は厚く入れ替えをする等、もっともっと線量低減へ努めるべきである。

中上ノ原行政区

【中上ノ原】農業用のため池等は安全か

【場所】川添ため池、上ノ原ため池

【内容】

- ①水を抜いてしまっている箇所の再飛散の懸念は。
- ②増水等で下流側に流出しないでしょうか。
- ③今回の除染とは別の仕事として対処されるのであれば、それまでの間は安全でしょうか。

川添北行政区

【川添北】森林の除染について

【場所】川添ため池と上ノ原ため池の間

【内容】川添ため池と上ノ原ため池の間にある森林について、一部除染がされていない。その一部についてはわずかな部分であるため除染を徹底すべき。

佐屋前行政区

【佐屋前】請戸川法面周辺の除染について

【場所】大字佐屋前地区内

【内容】請戸川は未除染と思われるため、この場所の除染を徹底すべき。また、河川堤防南側の法面については住居へ面しているため、更なる除染の徹底を。

《検証委員会への質問》

- ① 農地からの土埃についてだが、5,000Bq/Kg 以下となった農地で農作業等を行うにあたり、風で土埃が舞う。この土埃は安全と言えるか。また、町民への影響の懸念はないのか。